

## 令和6年7月定例教育委員会次第

日時：令和6年7月17日（水）  
午後1時30分～午後3時00分  
場所：犬山市役所2階203会議室

### 1. 開会

### 2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

### 3. 付議事件の審議

- |        |                          |            |
|--------|--------------------------|------------|
| 第27号議案 | 犬山市部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について | (学校教育課)    |
| 第28号議案 | 犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について  | (歴史まちづくり課) |
| 第29号議案 | 史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について    | (歴史まちづくり課) |

### 4. 通信及び請願

### 5. 協議・連絡

- |     |                                  |         |      |
|-----|----------------------------------|---------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告                   | (文化推進課) | No.1 |
| (2) | 8月・9月行事予定表について                   | (学校教育課) | No.2 |
| (3) | 令和6年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について       | (学校教育課) | No.3 |
| (4) | 令和7年度使用小中学校用教科用図書について<br>・・・当日配布 | (学校教育課) | No.4 |
| (5) | 令和6年度犬山市民文化会館自主事業について            | (文化推進課) | No.5 |
| (6) | 議会の議決を経るべき事件                     | (学校教育課) | No.6 |
| (7) | いじめ防止に向けて                        | (学校教育課) | No.7 |

### 6. 自由討議

### 7. その他

### 8. 閉会

犬山市教育委員会第27号議案

犬山市部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市部活動地域移行検討委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年7月17日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市部活動地域移行検討委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市部活動地域移行検討委員会委員（案）

任期：審議期間

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	スポーツ団体又は文化団体の関係者	水野 晴雅	犬山市スポーツ協会事務局長	新規
2	学校関係者	後藤 栄吉	城東小学校校長 (市校長会会長)	新規
3	学校関係者	高木 順二	犬山中学校校長	新規
4	学校関係者	高木 潔	城東中学校校長	新規
5	学校関係者	間部 克敏	南部中学校校長	新規
6	学校関係者	小竹 摩記	東部中学校校長	新規
7	保護者代表	浅岡 正視	南部中学校PTA会長 (市PTA連合会会長)	新規

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市部活動地域移行検討委員会を設置する。
- 学校における部活動の地域移行に関する国の提言等を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の在り方、部活動の地域移行等について審議する。
- 委員は10人以内とする。
- 委員の任期は、審議期間とする。
  
- 犬山市部活動地域移行検討委員会規則に基づき、会議を開催する。
- 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - ・スポーツ団体又は文化団体の関係者
  - ・学校関係者
  - ・保護者代表
  - ・その他教育委員会が特に必要と認める者
- 委員会に会長を置く。会長は、委員の互選により定める。
- 会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2) 委員会の開催について

- 必要に応じ開催
  - ・令和6年度は8月、12月、2月を予定
  - ・以降、年4回を予定（5月、8月、12月、2月）

犬山市教育委員会 28号議案

犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市伝統的建造物保存委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年7月17日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山市伝統的建造物保存委員会委員 名簿 (案)

今回委嘱を予定する委員

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員	岩田 敏也	学識経験者	東海工業専門学校 講師	継続
委員	清水 隆宏	学識経験者	愛知工業大学 准教授	継続
委員	溝口 正人	学識経験者	名古屋市立大学 教授	継続
委員	川野 真央	関係行政団体の職員	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主事	新任
委員	伊神 清高	関係住民団体を代表するもの	本町町内会 町会長	継続
委員	梅田 佳和	関係住民団体を代表するもの	犬山市建築設計事務所協会	継続
委員	高木 文彦	関係住民団体を代表するもの	中本町町内会 町会長	継続

(1) 設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市伝統的建造物保存委員会を設置する。
- ・教育委員会の諮問に応じ、伝統的建造物及び伝統的建造物群の保存及び修理に関する事項について調査及び審議する。
- ・委員は10人（以内）とする。
- ・委嘱期間は、委嘱の日から2年。
- ・犬山市伝統的建造物保存委員会規則に基づき、委員会を開催する。
- ・委員会に、会長、会長代理を置く。
- ・委員会は必要に応じて会長が招集する。

(2) 委員会の開催について

- ・年2回程度開催。

犬山市教育委員会第29号議案

史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び史跡東之宮古墳整備委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年7月17日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、史跡東之宮古墳整備委員会委員を委嘱する必要があるからである。

史跡東之宮古墳整備委員会委員 名簿（案）

今回委嘱を予定する委員

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員	赤塚 次郎	学識経験者	犬山市文化財保護審議会委員	継続
委員	森下 章司	学識経験者	大手前大学総合文化学部教授	継続
委員	丸山 宏	学識経験者	名城大学名誉教授	継続
委員	堀木 真美子	学識経験者	愛知県埋蔵文化財センター主任専門員	継続
委員	青山 純夫	東之宮神社氏子	東之宮神社氏子総代	継続
委員	奥村 友幸	東之宮神社氏子	東之宮神社氏子総代	継続

(1) 設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき史跡東之宮古墳整備委員会を設置する。
- ・教育委員会の諮問に応じ、史跡東之宮古墳の適切な保存及び活用を図るための調査等に関する事項について審議する。
- ・委員は10人（以内）とする。
- ・委嘱期間は、委嘱の日から2年
- ・史跡東之宮古墳整備委員会規則に基づき、委員会を開催する。
- ・委員会に、委員長、委員長代理を置く。
- ・委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(2) 委員会の開催について

- ・年1回